

議案第97号

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月 8日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 組織等（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 調査審議の手続

第 1 節 情報公開条例に基づく審査請求に係る調査審議の手続（第 7 条—第 14 条）

第 2 節 法に基づく審査請求に係る調査審議の手続（第 15 条）

第 3 節 情報公開制度の運営に関する事項に係る調査審議の手続（第 16 条）

第 4 章 雑則（第 17 条・第 18 条）

付則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1） ひたちなか市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 16 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- （2） 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項に規定する機関として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- （3） 情報公開制度の運営に関する事項に係る諮問に応じ調査審議すること。

第 2 章 組織等

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、

かつ、情報公開制度及び個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、審査会の会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 調査審議の手続

第1節 情報公開条例に基づく審査請求に係る調査審議の手続

(この節の趣旨)

第7条 第2条第1号の規定による調査審議の手続については、この節に定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第2条第1号の規定による諮問をした情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等（情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る公文書（情報公開条例第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認められる者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第8条第3項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、第8条第3項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することが

できる。

(調査審議の手続の非公開)

第13条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、直ちに答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 法に基づく審査請求に係る調査審議の手続

第15条 第2条第2号の規定による調査審議の手続については、法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条及び同項において準用する同法第75条から第79条までに定めるところによるほか、第8条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「諮問実施機関(第2条第1号の規定による諮問をした情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関」とあるのは「審査庁(法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第9条第4項に規定する審査庁」と、「情報公開条例第11条第1項」とあるのは「法第78条第1項第4号」と、「に係る公文書(情報公開条例第2条第1号に規定する公文書」とあるのは「、訂正決定等(法第94条第1項に規定する訂正決定等をいう。)又は利用停止決定等(法第102条第1項に規定する利用停止決定等という。)に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報」と、「提示された公文書」とあるのは「提示された保有個人情報」と、同条第2項中「諮問実施機関」とあるのは「審査庁」と、第12条第1項本文中「第8条第3項又は第10条の規定による意見書」とあるのは「法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条又は同項において準用する同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と、「審査請求人等以外の審査請求人等」とあるのは「審査関係人(法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。以下同じ。)以外の審査関係人」と読み替えるものとする。

第3節 情報公開制度の運営に関する事項に係る調査審議の手続

第16条 第2条第3号の規定による調査審議の手続については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「直ちに答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申」とあるのは、「答申」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。

(ひたちなか市情報公開条例の一部改正)

3 ひたちなか市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 審査請求等

第1節 諮問等(第15条の2―第18条)

第2節 情報公開・個人情報保護審査会の権限等(第19条・第20条)

第3節 審査会の審議手続(第21条―第25条)

第4章 雑則(第26条―第31条)

」を

「第3章 諮問等(第15条の2―第18条)

第4章 雑則(第19条―第24条)

」に

改める。

「第3章 審査請求等」を「第3章 諮問等」に改める。

第3章第1節の節名並びに同章第2節及び第3節を削る。

第4章中第26条を第19条とし、第27条から第31条までを7条ずつ繰り上げる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に付則第2項の規定による改正前のひたちなか市附属機関の設置に関する条例第2条第3号に規定するひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧審査会の委員であった者に係る前項の規定による改正前の情報公開条例第20条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 5 施行日前に付則第3項の規定による改正前の情報公開条例第16条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は，審査会にされたものとみなし，当該諮問に対する調査審議の手続については，なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は，施行日に，審査会の委員として委嘱されたものとみなし，その任期は，旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。